神代史畧 下

Manuscrit



中朝事實曰。蓋中ニ有天之中、有地之中、有水土人物之中、有時宜之中。故外朝有服于
土中之說、迦維ニ有天地之中ナリ也言。南人モ亦以得天中ヲ為誇ニ。天地之所運、四時之所交、得其中
則風雨寒暑之會不偏。故ニ水土沃シ而人物精シ。是乃可稱中國ト。萬邦之衆唯本朝及外朝得
其中ナリ。而本朝ノ神代既有天御中主尊、二神建國中ノ柱。則本朝之為中國、天地自然之勢也。神
ミ相生シ、聖皇連綿シ、文武事物之精、萬實ニ以相應ス。ところ天得其中而日月明ニ、地得其中
而万物載、人得其中而天地位、恒中之義、万代之神聖所以正其祚也。ところ人ゆ或人も道在
天下也、無處不到、無時不為。且古ヘヨリ而不変。故四海而有準。然至於這太中至誠之極、盡仁
義中庸之縄ヲ、特ニ吾邦中臣之道為然リト焉。天地既成、日月星象不違其行ヲ、寒暑温涼
不後其時ヲ、草木鳥獸不失其操ヲ、宝器一之定リ、王子皇孫不革其位ヲ、臣庶秋民不失其職ヲ。古
之前モ復如此、万古之後モ亦如此。斯之謂中ト、斯之謂庸。與夫堯舜設教之國、篡弑為常、反復
無恥、窮廬ニ明堂ヲ、大社ニ散ヲ、以華ヲ言於夷ニ、而已者不啻ニ霄壤之隔。以天ヒナク為愚製險
措議其間者、恭昌之徒、而國已ニ不容誅ヲ。ところ中を君の事、臣ハ臣下万民の事
開闢以來、君ハ真中にたちたまひ北極の如し、臣下民ハ衆星の如く北極をとりまいてめぐり旋り
なりまし候。紫微宮を動ぬ是天一度開きて南北極の動かさる故天地枢軸なるもの有り。表臣一度
閉ちて吾天君の位かへたも凡ハ万国の統御なされたり。是をしらぬ神道者ハ巫祝覡同前。是を
稗言と云ふ。儒者ハ王莽曹操も同しこと、又異端とも云ふ。此君を尊ひて宝祚長久を祈り
奉る者ハ孝て我国の一物なり。明ても暮ても君ハ千世まてもくと祝しまゐらする我国に生まる人
の魂なれし。此を論ハ野呂其天地ハ天之御中主神なり。起をなり中道ハ此より国てらくらされの
ろひ中ニ正中、儒中あり。貫く物ハ正中にして偏中ハ貫くとも白玉の如く統違なさせ玉ふへからぬ正中
を得あらず其譲ハ堯舜の禪譲ハ僅ニ一代して行なれまりしハ偏中なりく上中を得されあり故なり

新論ニ曰、朝政ノ所主、尊テ報ニ天祖ノ、而代ル天工ニ。祭以テ為政ト、政以テ為教ト。教ト政
未嘗テ分テ為ニ二ト。故ニ民唯知テ敬シテ天祖ヲ奉スルヲ天胤ヲ。所郷一定シテ不見異物ヲ。是以
一ニシテ而天人合ヘリ矣。此帝王所恃テ以保ツ四海ヲ、而祖宗所以建テ國ヲ開キ基ヲ之大體也
まこと古者天子受テ嘉穀ヲ於天神ニ、以テ生養ス民物ヲ。大嘗之祭、與天下共ニ其誠敬ヲ。新穀已ニ熟シ
用テ以饗ス於天神ニ。然後與天下嘗之。而天下皆知所以食スル之粟ハ即是天神所賜之種也。
於是乎畏テ天命ヲ而盡シ地力ヲ、人心與天地一ニシテ而同ク受其賜ヲ。何以テ與天地無間也

伊勢

神代史畧下

藤井行麻呂謹記



天之冬衣神。娶刺國若比賣神。而生之子。大國主神。亦名國作大己貴神。亦名宇都志國玉神。亦名葦原醜男神。亦名八千矛神。亦名大地主神。亦名大名持神。故大國主神之庶兄弟八十神坐矣。雖然皆國者奉避於大國主神矣。故是大國主神。平國之時到坐出雲三穗御嵜之時。自波穗乘天之蘿摩船而。蛾皮爲全



剥衣服而。依來神焉。故雖問其名不答。且雖問所從之諸神皆不知白矣。爾谷具久白云。此者久延毘古必將知焉白則卽召久延毘古而問之時。此者產巢日神之御子少毘古那神也白矣。故爾遣使而白上於神產巢日御祖命則。此者實我子也。御子中而自吾手俣漏墮之子也。故與汝葦原醜男命爲兄弟而宜作堅其國詔矣。故自爾大穴牟遅少名牟遅二柱神相並而造固此國矣。

然後其少名彦那神渡坐常世國矣。

爾復二柱神。爲顯見蒼生及畜產則。定其療病方亦爲攘鳥獸昆虫之災異則。定給禁厭法矣。爾大國主神愁而詔曰。吾獨而何能得作此國。孰神與吾能相作此國耶詔之。是時忽然照海原有依來神。其神詔曰。吾者汝之幸魂奇魂也。能治吾前則吾共相作成焉。若不然則國難成焉詔矣。故大國主神白曰然則奉治狀奈何耶白之則。答言吾者拜奉倭之青垣東山上矣。詔。故御室山坐大三輪大物主大神也。於是大國主神與其和魂神戮力以

廣矛爲御杖而撥平國中之邪鬼而。國作給矣。国
亦名謂八千矛神矣。

大國主神ハ。進雄大神の七世御孫子にまします神。須佐の大神
其御子五十猛神より遠津山岬帶神まで十七代の
神なれ共進雄大神の御遺業を嗣して國土經營の
事業の中にも取わけ功績高くまします神にて此大國主神なりけり。（中興とも申すべき神なり）
此君史にも普く載されども。其初ハ八上比賣を其妻とせしより
庶兄弟八十神の妬を受。焼石大木挾矢抜れどの難に

會ひ給ひたるが。母命の御愛助によりて。辛うじて蘇生し給ひ
木國大屋毘古神の御許に在しけり。さて又根國に入給ひしが
速雄大神留め給ひて。蛇蜂呉公などの室屋に入ませ。最
後には鳴鏑を大野の中に射たまひ。其矢をとらしめ。火を
以て其野を焼めぐらしたまふ。此時鼠出きて内は洞々外
は窄々といひて。地中に洞坑あるを告申せしにより。そ
の坑孔に入て。火を避て其難をも逃れ給ふ。祢づみ其矢
根をくはへきて捧げれば。それをとらして大神に奉り給ふ。是

まゝり也。さりて此媛神は叙玉御誓の段に生出ませる神たちにて幽
契の原理。隠れたまへること。皇御孫尊の守護の勅命を蒙りて。天
降ませる大みち。いちはやく。御奉仕ありけり。偖これ大國主神は地球上方
鉾ませるなり。五大洲中普く經營したまひし。あるが中にも功德高き神なる
称まうすも
ぞ。常に矛を御杖に衝せられたる。八千矛神とも稱まつりし也。此神諱
を八千矛の神と
越の國にゆきまして。開拓したまふ時。其國なる沼河比賣といふ神を妻
どひ志のばい。其時詠みたる歌に。夜知富許能迦微能美許登
波八島國都麻麻岐迦泥豆登富登斯。故志能久邇々佐

加志賣袁阿理登聞志旦云云とよみたまへる歌あり。此御歌の解
先達の公羽あまたあり。只日本の事とも見えかたし。やかて越前越
後あたりまて令さゝ證なけれとも。さていと狭く此神の普く
一方郡をわたりて。太切を立たまへる事跡ありしこそ広く世に神なり。かれ
御歌は遠くしこの北國とこゝにみたまへるを。おほへて。遠く遠國に出たまひ
たのことくおほめきつゝかへりたまへり。また海内国むかしも出雲国三
穂岬にましませる時。蘿摩の御船に乗て蛾の皮を衣とめして。波穂に
あらはれ海外より。少彦名神の帰りまつりし時。御名をと問せとも

答まをさず。久延毘古（クエビコ）志りなんかくとまをしけれバ。大國主神やがて
天より使をくだして。皇産霊神に伺奉りけるに。是ハまことに
吾御子なり。手俣（タナマタ）より漏漉（クキカチシ）し御子なり。汝大名牟遅（イマシオホナムヂ）兄弟となり
て。其國土經營ませよと詔命ありけれバ。夫より二神相並（ワカバシラ）び
まして。開拓給ひし跡なり。少彦名神ハ。蘿皮衣（カヒコノカハゴロモ）を著（キ）給ふだく
至。御體（ミカタチ）のいとちさくましませり。造化の制度定まらざりし
神代ハ。意外の所業ありて。今と異なる事のおほかりしハ。此神
の上までも知られけり。さてこの二ばしら詔命をも学ぶべし我ちから

を戮せ。こゝろをあはせ天下を開墾し。ことさへ病を療る醫藥
死方を定め玉ひ。禁厭の法を定め。地上に温泉を湧出さしめ。
世の黎民を助けたまふ少なからず。少彦名神をば藥神とあがめ
くも稱まつりけり。大穴牟遅神は廣く大なるかたちを持。
少名牟遅は狭く細微なることに吾隠れく行なりけめ。精粗及
對に持分。功績を立まへられり。さて其後少彦名神は去て海
外にこそりのかへりまじぬ。大國主神いたく慨をいたまして吾獨
國作竟んと歎しなま時。己命のさき御魂。異邦より

帰来ましで。吾ハ汝の幸魂(サキミタマ)奇魂(クシミタマ)なり。吾をば祭なんぞ相共に
國造てんと詔りたまひき。本是大國主神力を得て歡びたまひ。
ながら吾をさまの御魂になまつらんとて。其和魂と共に八廣矛を
御杖に衡して。荒ぶる國神等を攘平(ハラヒムケ)残國土を闊墾しめ給ひ。
元靈大國主神ハ。出雲國天日隅宮に鎮坐。和御魂大物主
神ハ。大倭国大三輪に齋祀(イツキマツラ)しいまも猶坐ましませり。さて又常世
のかぎりにことゝりかはし少彦名神ハ。人世となりて遥(ハルカ)かに文徳天
皇齊衡三年皇國に歸来ませること(神なり)ハ文徳實録につたえて

灼然(イチシルク)ナリ。解。蛾皮。之を古大人云ふ。ひむしの皮と訓き

云れば。蛾ハ。和名抄にも比々流とあり。説文ニ蛾ハ蠶作飛

虫也とあり。三台韻林ニハ蚕化。また詩韻含英ニハ。繭成

蛾とあり。これより此書(今蛾は蠶虫なれば)の見ゆるかひこの虫を生ずる(おのれもかくおもへり)

むとよみてよろし

大國主神之嫡后。須勢理毘賣命之神語歌曰。夜知富許(オホクニヌシノカミノオホキサキスセリヒメノミコトノカムガタリウタニ ヤチホコ)

能加微能美許登夜。阿賀淤富久邇奴斯許曽波。遠邇(ノカミノミコトヤアガオホクニヌシコソハヲニ)

伊麻世婆。宇知微流斯麻能佐伎邪伎。加伎微流伊蘇乃(イマセバウチミルシマノサキザキカキミルイソノ)

佐伎淤知受。和加久佐能。都麻母多勢良米。阿波母與。賣爾斯阿禮婆。那遠伎弖遠波那志。那遠伎弖都麻波那斯。云云中畧如此歌而即宇伎由比爲而宇那賀氣理而至今鎮坐也。

これを須勢理毘賣神の神がたり歌といふ。加志古根の眞理貞社本教。此神こそよあそびなり。大國主神も御子百八十一神もましまして。さるから妻どひも多かりき。嫉妬むみこゝろのとつにまをしたまひしとあり。盃結して貞心をあらはしたまへる

御歌なれども是を女の操の鏡とまうすなり。みこころハ八千戈神の命。吾大國主なるハ男にていませバ。うち見る島埼さきぐ。かき見る礒のさきおちず。貴夫ハ雄のことなれバ。地球上万邦。いたり至らぬ所なく往復なしたまふことゆゑに。其のいでまする處ごとに。妻娶りたまふことも有べし。其ハありとも。吾ハ嫉妬のこころも無し。まことに女にしあれバ。貴夫より外に男ハなし。夫もなしといふことを。汝を置て雄もなし。つまもなしと申直したまふこころハまことなり。人の妻妾と成もの

てハ誰もこれ此良訓をまもらむ。堅固に其身を守り男に貞節を尽すべきなり。男ある身のつとめなるべきなり。よそに見る目苦しき女もあるならん。人のゆるさぬ不義いたづらも。其身の恥ばかりにあらず。親のおもて男のおもてよごれと成ことなれバ。かゝる行ハ恐るべきなり。兎にも心がけて慎むべし。昔漢儒のいましめにいはく。貞女不更二夫といふハ。支那の儒者説なり。日本の習ひ。若き女の男に死なれ。または去られ等の事にて。離縁にあへるなどハ。再嫁すべし。再嫁せざらんには

まこ甚男に貞節を守らすべし。これ夫貞に背かんあらば。や
もめとなりしこれ始とせるなり。年月の立申くほどへなばあまる
水に浮ばれきれ。あるまじきものなれど情欲にこころまどひて身をあ
やまつ女。世にはまゝ多く有ことなれり。再嫁すれども親兄弟の心
にまかすなり。丈身も過さずともちあらふべし。解宇那賀氣理弖（ウナガケリテ）
といふを。記傳には頸懸（ウナガケリ）と説まへれども。海駈（ウナガケリ）あるべし。至今
鎮坐て。宗像奥津宮（ムナカタノオキツミヤ）に帰ましてちかひれどもあり。これなしくは教
解にいふべし。

天照大御神之命以而。豐葦原千秋長五百秋之水穗
國者。我御子正哉吾勝勝速日天忍穗耳命之可知國
也言依賜而天降給矣。於是天忍穗耳命。於天浮橋立
而臨睨之詔曰。彼地者未平矣甚喧擾而在詔矣更還
上而請給天照大御神。爾高皇産灵神。天照大御神之命
以而。於天安河之河原神集八百万神集而。於思金神令
思而詔曰。此葦原中國者吾御子之所知國言依所賜之國
也。故於彼國道速振荒振國神以爲多遣誰神而將言

趣矣。亦高皇産㚑神八百万神詔曰。葦原之中國石根木株草片葉言語晝者如狭蝿皆涌。夜者若火瓮光神在而甚喧響矣。中略爾思兼神及八百万神等皆議白之。天穂日命者傑神也是可遣也白矣。故遣天菩卑命則卽媚附大國主神而至三年不復奏矣。是以高皇産㚑神更會諸神等而問曰。所遣葦原中國天菩卑命。久不復奏亦使何神則吉詔矣。爾諸神等僉白。天津國玉神之子天稚日子宜遣之白矣。

社中静謐成まじく。造化の制度改正ありて。幽と顕とを分
界したまひ。さて此に天降まさん平治あるべく。去ころより栖居したまへん。
大國主神の御許に在て。機を謀りことを望。漸汝言趣和(コトムケヤハシ)して。
時運の至をまちたまふほどに。年月の重なりけり。此神かくて復奏
遅てしのなりしより。また天上に會議を興したまふ。ここにまた天稚日(アメワカヒ)
子然るべしと決されん。此神に詔命ありて降したまへり。解。千秋
長五百秋之水穂國とは。千秋長五百秋なり。天皇社万々歳
かぎらせたまふぬをいふ。水穂は瑞(ミヅ)の借字にて。稲のよく實(ミ)のる國を

ふ。正哉吾勝とふ御名ハ。武勇勝まさりて勝速日猛くましますの意を
御名に稱へられたり。忍穂耳命の押て御稜威以てまつろはず
押へたまへり服從まつべき真理を含める御名なり。穂耳ハ稻穂を
きこし食て。御身にかゝるふりかゝりて。世の人誰もこれを知るに有ら
じく。志なくて作るなり。菩比命も忍穂耳命の弟命にまします神
なりくはしくハ神賀の詞を見て志るべし
故於是以天之加久弓天之加久矢。賜天稚比子而遣之。爾天
稚比子不忠誠降到其國而。卽娶下照比賣而留住云

吾欲馭此國而至八年不復奏。中畧故是雉名鳴女自天降到而居天稚比子門之湯津杜木之杪而。委曲如天神之詔命告矣。爾天佐具賣聞此鳥之言而語天稚比子言。此鳥者鳴音甚惡也。故可射殺云進。則即持天神所賜天之波士弓天之波々矢而。射殺其雉焉。爾其矢自雉胸通而逆被射上而到高皇産靈神之座前矣。時高皇産靈神。取其矢而見行者血著其羽也。爾高皇産靈神。此矢者昔所賜天稚比子之矢也。今何爲而來歟。矢羽血染者蓋與國神相戰

而然徴詔而。示諸神等而咒之曰。或天稚比古不誤命爲射
惡神之矢之至則。不中天稚比古。有邪心則天稚比古於此
矢遭禍也云而。取其矢而。自其矢穴衝返之則。中天稚比
古之寢胡床高胸坂而立處身死矣。云云

菩畀命。大國主神の御許ニ留在て。久しく復奏せざ
ければ。高木神また更く諸神たちを徴集まして。再議
をまさしめ玉ひけるに。天稚比古然べしと神議決し兎ひ。
やがて此神を召。されしかど天香具弓天加具矢とを授給ひこ

まへ御稜威を示させまつらせよとの詔命ありしかバ。よつて此神いさゝか忠誠なる心なし。其ハ授られたる天波士弓。天波々矢を証とし。吾ハ天津日嗣皇子なり此國を治む爲に天降りしと偽り。下照比賣を娶て妻とし。國土に居住して八年になるまで復奏せず。これにより其淹滞をとひ来るとて雉子を降したまふ。これをきゝて此頓使とはいふなり。雉名鳴女天降て天稚比古の居宅の門前なる。ゆつかつらの木のうへに居て。そのよしを問時。天稚比古の家婢に天佐具女といふ者のありけるが。一大

稚比古に告てけるは。門前なるゆつかつらの木の上に来ゐてなく鳥あり。其声いとあし。雉鳥なり。射殺（イコロセ）と云進むるに。天稚比古これをきゝて天神の授たまへる。天波士弓天羽々矢をとり出し。かのきゞしを射ころしゝかば。其矢きゞしを貫き通りて。天上にます高木神の大御前に到れるを見行（ミソナハシ）て。此矢は昔天稚比古に授たまひし矢なり。羽に血の著（ツキ）てあるは来るは國神と相戦て取るか。志りあらば天稚比古にあたらざれ。若し邪心（キタナキコヽロ）あらば射當りし矢あたれは。天稚比古この矢にあたれと

咒(トコヒ)て本の穴より突返しかへされた。天稚比古の新嘗(ニヒナヘ)して胡床(アクラ)に嘯(ウソツキ)をる高胸坂(タカムナサカ)に中(アタリ)り。貫(ツラヌ)されて身死(ミマカリ)けり。勅戻悪逆非殺を非身に至(イタレ)れり。これに並ぶることは古へ于も猶世にある事なり。家婢奸曲の事のごとく主人に讒言されし。親族一家の不和合をと引出し。それより家々うち乱て睦しからず。つひに大兄弟干牆。あまさへなましく家をほろぼすをくい世にある事なり。これらを天佐具女(アメノサグメ)のしわざとなり。解。天若比古は天つ神にこゝろざ。狭衣物語にいへるがごとく。天より降

なる神を。太古にまつりしことくおもひたるなり。天之加具弓ハ。天真鹿児弓（カゴユミ）のうつりたる言なり。これ初天香山にて鹿をとる料に作る弓なり。天波々矢ハ羽の巾廣きをいふなり。下照比賣ハ光ありしなり。天若比古ハまた自光ある神なりけれ。夫婦となりて共に高慢のこゝろより反逆をなしおもひたるなり。波士弓ハ櫨（ハジ）の木にて造りしをいふ。雉（キジ）の頓使（ヒタツカヒ）ハ行（ユキ）てかへりきたらず返事（カヘコト）せぬをいふ。因てかくいふ使なり。儒者積善之家必有餘慶といへり。仏者因果應報を我身の願ひとす。これそこか

神代の古傳の一斑をうかゞい知りつべきなり。

於是其天穗日命者。押別天之八重雲而天翔國翔而。見廻天下而返事白之。豊葦原之水穗國者晝者如狹蠅水沸夜者如火瓮光神在。石根木立青水沫亦言問而荒振國也。雖然鎮平而於皇美麻命爲安國平然將令所知坐白而。以己命之子天夷鳥命。副經津主神健御雷之男神而。天降遣而撥平荒振神等。國作之大神亦媚鎮而大八島國之現事顯事

令事避矣。

天穂日命國土に久しく在しほどに。水穂國は天神の御子の可所知國なることより。大國主神をはじめ荒振國神ども漸次に説さしめつるに。これらの神等もうてきしらぐ。天子參社にかへりて復奏まをし。併せて造化之制度改革あらむことを乞祈まつりけらむ。此時制度改更ありつることなり。中臣氏の祝詞のことばに見えたる如く。禽獸虫魚までもものいひ石根樹株草片葉青水泡まで言とひ。雜居の

神人術魔(ハケダマ)をつくり。空中を飛行し。その外怪異の所為(シワザ)おほく。およそ事物に定限なかりしかば。己がまにまに生立。その質(カタチ)大小差(ノタガヒ)ありて齟齬しく。大なるはあるまじかりしが。これによりて分限をなし。先第一ては言語を知ることを遂る人類なれば。術魂(ハケダマ)を放(ソナ)ちて幽冥を禁じ。怪異をも自由ならしめず。禽獣虫魚は聲のみを残して其のふるまひを停め。幽冥をやぶりて冥府に陸らしめぬ。草木金石のたぐひまで断然言をなさしめざりし。幽と顕とを分界して世の制度を大治草となふ。これ第五神

代の始なりき。古語に地後定といふも此時なり。かく幽顕ノ分界
いまださだまらざりき。猶其初のほどハ今世の如くにハあらざりしなり。
師説に定りしのちより定まらざりし神代をさしていへり。成人の後ち
幼稚なるありし昔をさしていふがごとく。いまだ学ぶることをさすなり
なり。去ば取合てみれバ我神代の古事。西洋前世界の如く
疑ふべきにあらず。支那にても五帝以上ハ茅四の神代にて
在けれバ。後世よりハいかに学びても有しるまじきなり。漢学者ハ
天地の初発より世界ハ今のさまにてありしとおもへり。二十以上

孔ふの産し時より成長の後の如くなるまであらむと思ふべし。又

母を疑ふはひとしき狭見なりといふべきごとし。

於是經津主神。健御雷之男神。降到出雲國伊多佐之小汀而。拔十掬劔而逆刺立浪穗而。趺坐其劔前而。問大國主神曰。天照大御神。高木神之命以而問使之。葦原中國者我御子所知國也言依賜也。故先遣吾二神而令驅平。汝意何如當避奉不乎問之時。中畧云云

吾住所者如天神御子之天津日繼所知之登陀琉天之御

巢而。於底津石根宮柱太知。於高天原氷木高知而治
賜則。吾於百不足八十坰手隱而侍焉白給矣。中略
故爾遣天鳥船神而八重言代主神問給之時令言其
父大神曰。恐之如天神之命此國者可立奉天神之御子
言而。即蹈傾其船而天逆手於八重柴垣打成而隱坐矣。
中略爾亦我子有健御名方神。除此者無也白之間其健
御名方神千引石擎手末而來言之。中略此神亦不違父
兄命此葦原中國者隨天神御子之命而獻焉白給矣。

故更且還來而其大國主神白給則。隨吾子等二人白而吾不違。中畧今我奉避則。誰有不順者。亦吾子百八十神者八重言代主神爲神之御尾前而仕奉則。不有違神白給矣。亦吾以此矛功成竟。天神御子用此矛治國則。必當平安白而。其國平之時爲杖授奉廣矛而即隱坐矣。亦高皇産靈神以命而。遣經津主神健御雷之男神而。大國主神詔曰。汝所知顯露事可所知御孫命。汝所知幽事詔給矣。中畧爾大國主神答奉恐之天神

随命不違吾所知顕露事者。御孫命可所知看。吾百不足
八十坰手隠侍而幽事可知白而隠坐矣。
大御祖須佐之男命の神統。十七世継之國土經營しゐへるが中ゐ。
功績高く中興の神とまをし奉るべきハ。此大國主神ゐ
ますれ。荒振国神ありを撥平。つい國土ありを主領主宰と成て
神人とありを治めたまへりしが。葦原中津国ハ。亜細亜洲中ゐ特別
ゐ錯造ゐへる風土ありて。天地初発の美玉よりあらハれたる實種。天
照大御神の神亂。天降まして可所知看一原理ありとれそりたること

なれあれども。嚴(オゴソカ)なる詔命(ミコトノリ)をくだし給ひしかば。まづ天菩日命(アメノホヒノミコト)をさし向。漸次に言趣和(コトムケヤハシ)を此こゝろみさせられし。さらに重て經津主神(フツヌシノカミ)健御雷之男神(タケミカヅチノヲノカミ)を勅使としてくだし降し給ふに。其はじめより睦(ムツ)いあれ親(シタ)しめる天菩日命の御子。天夷鳥命をも附屬として降し給ふ。これ所謂ちゞえらえれの神なり。先大國主神に勅命を述べ給はん其を聞。さてみも絡と坐御子。言代主神に父命の御請しよみ趣を以て。夷鳥命を御使として。言代主命三津(ミツノ)岬(ミサキ)に臭鳥此遊漁(アソビスナドリ)してまします御許に遣(マタシ)しつるに。此御子速に勅を奉し。

恐し天神(アマツカミ)の敕(ミコトノリ)まゝに。此国ハ天つ皇太子(ヒツギノミコ)に奉るべしと。
一言にいひ放ちて其乗せりし船を踏傾(フミカタブケ)。天逆手をうちて
青柴垣(アヲフシガキ)にとり成て。その柴垣(フシガキ)に隠入(カクレイリ)ましぬれば。御使帰て
其旨まうしゝかば。大國主神またまをしたまふに。吾御子(アガミコ)にいま
ひとはしらの健御名方神(タケミナカタノカミ)といふあり。これを置ては外になしといひ
たまふほどしも健御名方神。千引石(チビキイハ)を手末(タナスヱ)にさゝげて帰り
来ませり。かくて此神勅使に力競せむといひて。ますゐたまへり
しが。勅使のちからまさりけるにまけて。逃去たまふを勅使科

野国諏訪海まで追しろめ給ふ時つい服従して父兄の如く
詔命に違(タガイ)じ。こゝより外へ不行と誓ひて。怨を隠まつられしゆるし
給ふ。さて又勅使大國主神の御許に帰。其旨つぶさに申さし
たまへば。吾子此二神まつろひ奉りぬれば。百八十ばかりの神も。言代主
神の御尾前と成て。天日嗣皇御孫尊に仕。朝廷を守護し
奉るべしと祈りぬ。己命国平(クニムケ)に衛せりし廣矛を献り。吾此矛を
以て神功(カムゴト)成(ナシ)竟(オヘ)ぬ。皇御孫尊こを用ゐ給はゞ必さきはくまし給はん
と申て給ふ。吾は八十坰手(クマデ)にかくりて幽事(カミコト)しらさん。皇御孫命

也。天地の共登陀流天御巣作して。現事顕事とせと言
ほ宛まして。顕界を皇御孫尊に申だり。幽界に隠國避
まし給ふ事也。かく幽顕分界の制度と成て。世間一變せるなり。
時運いたりぬれば。天御中主神の邪可より出る神なりて。王
事の真理中道にかなふ開化にあらん。ここにいふ草五の神代。大
國主神の国避まして世をしろしめすなり。今明治維新の治
革にさも似たる處あり。鎌倉にして武臣に移りし政權。王室
に回復し。諸侯分国して主領居たる王土を奉還しける。制度

一変して世人文明開化を唱。海外船路ひらけて万国通商
交際をなせり。西洋の学ひろまり。強て新奇をこのみて其
ざまに傍倚して。泥める人は和漢を廃するあり。能はせぬ国
害を引出さんともやすきあれん。得あれば失あり東西は遠
隔して地位は昼夜の違あるが如く。風土もおなじからぬことな
れば何ぞ中ずや。殊に反對せる民権共和の政体あり。万国同等
なるにはあらず。あやまつべき所なし。まして異邦の学のみをと
らん哉。菅家遺誡にさとし置せる。凡國學處要雖欲

論語古今窮天人自非和魂漢才不能闞其閫奥也。とあればいひ置せる金言をこゝろにとゞめ。大和魂を堅めてさて外の学ぶべきことゝぞ聞えん。解。登陀流天御巣なして。傳にも富足と説きければ。師も常无なるんといはれたり。栖の常磐に無きをいふ。御巣も簀にて家根裏のことなり。殿舎の祥瑞をいふに名る称辞なり。さてこゝに上巻にいさゝかいへる草運説ん。造化三神の太初を第一とし。諾冊二神の章を第二とし。天照大御神。健速須佐之男命の御代を第三とし。大名持命。少彦名命国

土經營を肇められし。幽顯の分界瓊々杵命(ニニギノミコト)の降臨を肇

五 として。漸次に開化に至るまでを伺奉れば。其年間の久しき事

ほどハおほよそ伝はりまつらざりけり。日本紀に志るされたる一百

七十九萬歳也。古傳ありしといへることも成べけれど。神代文字

やうやく廃れて載籍遺らざれ。語繼(カタリツギ)言繼(イヒツギ)きし旧辞の古傳説

にて。随神(カムナガラ)言靈(コトタマ)の幸(サキ)ふ國の御恩頼(ミタマノフユ)にて有ける。皇天二祖の

開闢より。天孫降臨に至までハ。幽顯の別なく不老不死にて。神體(カタチ)

まじはりおはせしが。また御身ながらにて形質(スガタ)ありて。其年間の久しき



ほどは。いまだ考ふるよしなく沿革もありしとも成べけれど。あまた書紀をまして神代紀功德。履歴のこともつまびらかならざれば。さればくはしくは志るしがたし。年月頗長ければ。引續て僅のほどに有しごとく。なかなかいはれざるなれど。御子等生まし生長ませり。功績を立るまでは。いとゞ久しかりしなるべし。ありけむ。天孫降臨の後も。太古の一年を今の一月とふ如く。なれば用してやらるらん。人寿もおほく今の中頃(これ)やうにありけり。降臨まして瓊々杵尊を。大(人)世の始祖としてそれよりまさに世の沿革をいはん。此次世。彦火々出見尊。次に鸕草葺不合尊。そのつぎに神武天皇と記

紀とも御係統伝はりたれども。さてハ地球万邦の暦立ざる前なれバ。初祖降臨ましましより神武天皇に至までハ。其間凡三千年。高千穂宮に鎮坐まして。御世々の天皇を。彦火々出見命と称まつりて。是ぞ一世の如く。凡百代ばかり御即位ましてありけるが。いや果ての火々出見尊。高千穂宮を橿原宮に遷してまし。これを神武天皇と称奉りしなりと伺まつられたり。御歴代一名ずつ火々出見尊とまをしたりしとなる説あり。神武天皇をも火々出見尊と称へ奉る御名のあるなり（百子はあるべし）。猶又是まで申したれど。是ハ長々しき名を別に称へて。此尊御即位あ

至り辛酉の年を。人世革運の中興紀元として。これより沿革の氣運
をあらはしたれば。紀元六百七十五年の運にあたり。崇神天皇の御世。
異国人始めて渡来し。其のち漢籍を持まゐりしより。世に儒学起り。
難波宮の頃に至。尊行ありて漢字国用をなし。また六百七十五年
をすぎて。紀元千二百五十年の運にあたり。推古天皇即位しまふ。
皇国女帝の始なり。此時厩戸皇子摂政して。逆臣馬子と覚
し。守屋を亡し仏法を世に興しけり。これより儒仏両立してことが
古道漸次に衰へ。有れども無が如きまでに廃れしかば。儒者仏者

時を得て。已がむさくし牽強附會の説をいひぬ。其ハ昧雲に霞まいく。古學本教を學ぶるが如くありしが。近古蘭學おこりしころより。再び世まねゝなり。儒仏をとり捉く人。いまだいできてあまなり。仏の宗教世に布るゝ時など。大沼草紀世にふべし。さて後元明天皇の御世大和より山城に遷都ありて形勢いたく變し。儒仏に世人驕奢なり。權臣権をとりて権つよく。皇威衰へしかバ。天皇これに震襟を惱せ玉ふこともありしが。紀元千八百五十年の運にあたり。頼朝日本総追捕使をまかし玉。鎌倉に将軍府など建てゝ政事を執れり。これ武政

の始れり。其後紀元二千年の運にあたり。皇統二ツに分れ。嫡流を北朝といひ。庶流を南朝といへりしが。武臣尊氏征夷大将軍に任。朝威を犯し。海内平治ならざりしが應仁の乱にいたり。それより武臣かたみに挑み争ひ。戦ひ止ときなかりしが。草薙の御剱鎮坐ある熱田宮の尾張国に。神ながら豊臣氏を鋳造出したまひ。ここに海内平定せり。かくりて徳川氏征夷大将軍に任し。国中干戈動かざりしが。紀元二千五百年の章運きたりぬれバ。ついに世中一変せり。今世は末大治章の時運にあたれるなり。万国公法の権衡

まよりく。武家の壟断を抜。政体寛典の處人力を竭して。いと
も恐きことなりけり。暨立租税刑法をあらため是れ西洋
になぞらへたり。衣食住に至るまで其方ざまに寧ひ。いと中
く器械なんどさへ有益少からず。炮術医術も殊に巧しく
做ひとりへきことなれり。先入の儒仏家ゆくもれかへず僭しまさ天主
基督といふ宗教ぞみえり。此教師国に弘むことを強め。世俗に進
めすゝめんとす。よみに蔓延せぬれ。世に厩戸皇子馬子あらはれ
あり。各西洋の偶像にいまだ粋にゆけもりとも勧誘しあるに。誰もまま

以て横文字言語。自由も身と成。立身出世もこゝろざしまゝへ身
これらの言語容貌毛髪の如く。土地に差ありて人種の如く
る真理を達せり。民主国も民主国。君子国は君子国。殺類を主
良ふ肉を淡むし。杓子定規の民権も假にあるを好む
奇なるなり。猶以て平屈しおとこれはかれど。さればとてとく着く

於是天照大御神。高木神。詔命二柱以而。詔皇太子正
勝吾勝勝速日天忍穂耳命曰。今白葦原中國平
訖。故随事依賜之降坐而所知看詔矣。爾天忍

穂耳命白之。吾將降裝束之間。天邇岐志國饒石
天津日高日子番能瓊々杵命生出焉。應降此御
子白給矣。故是以隨白之。科詔日子火能瓊々杵
命而。奉坐天都高御座而。此豐葦原水穂國者汝
將知國也言依賜。故隨命而可天降焉詔而天兒
屋根命。天太玉命。天宇受賣命。伊斯許理度賣命。
玉祖命。并五伴緒。及天忍日命。諸部緒之神等支
加而。以其招禱八尺瓊勾玉鏡及天叢雲劔三種之

神寶永爲天日嗣之御璽而。亦天照大御神勅吾
天原所御齋庭之穗亦當御吾兒曰而依賜矣。於
是天照大御神御手捧持玉鏡劔賜而言壽詔曰。豊
葦原水穗國者吾子孫可王地也。皇我宇都御子
皇美麻命就坐而。御坐之天津高御座而。爲安國
平然天津日嗣之瑞穗爲天御膳長御膳之遠御
膳。於萬千秋長五百秋。安然所知食於齋庭。此之
鏡者專爲吾御魂而如拜吾御前同殿同床

而宜齊奉。寶祚之隆坐事當與天壤無窮矣詔而。復
天皃屋根命。天太玉命曰。惟爾二柱神亦侍同殿內
而。取持御前事而爲政焉詔矣。故爾天津日子番能
迩々藝命。離天磐座。天八重棚雲押分而稜威道別
道別而。天降坐之時天押日命天津久米命二人取
負天之石靫。取佩頭椎之大刀。取持天梔弓。手挾
眞鹿兒矢立御前而仕奉矣。中畧於天之浮橋宇
伎士麻理、蘇理多々志而。於築紫日向之高千穗之

久士流峯天降坐矣。於是膂肉之空國覓通笠狭之御碕而詔曰。此地朝日之直刺國夕日之日照國也。故此地甚吉地詔而。於底津石根宮柱太知於高天原氷木高知而坐矣。

第五神代。地後定れ時運ゝり。造化の制度變改し。日神水神の御誓れ中間子。貴寶瑞八尺瓊之勾玉より。地球上中。無比至尊高極。正勝吾勝勝速日天忍穂耳命。生出まされぬ。此神降臨まし坐て。顯界

の主宰志ますべく詔ありければ。学問やまず既になり坐
まんと小ありし共。此神は神性健く嚴稜威ましま。勝
速日ましますれば。道をや振荒ぶる地祇のうち御まづる
まさりいまつることもやあらんと。数ましまさざるいまし、も中
道を得ましまさりけれり。さる程に御嫡妃栲幡千々比賣
命の御もとに。天津日高日子穂能邇々杵尊。生出まし
けるが。此御子天賦の御威徳ひとるなり。和に賑い御中に
神の那可を得るのなれば。天照大御神は御父命此御子を降

まつらんとゝ奏しめへるよ。大御神も豫め知ろしめしけむ。此
御子ハ特に鍾愛崇寵ましまふ御孫皇子に坐しませバ。当ちに勅
許ありしかバ。やがて高御座にませ奉り。大御神みづから勾玉鏡劔
をとり持して。豊葦原水穂國者吾子孫縄々可王地也汝降
而安国止平然所知。また天津日嗣之瑞穂を。一万千秋之長五百秋
に。やすらけく齋庭に所知食。これの鏡ハ専吾御魂としていつ
きあふぎ同床に坐させ。吾御前をいはふがごとく齋祀。寶祚之隆
與天壌無窮。と言壽てあらし。真床覆衾裏で。隠身にましてハ。

思兼神。岩戸別神。豊受神。現身ましくハ。児屋根命。
太玉命。宇受賣命。伊斯許理度賣命。玉祖命。押日
命。久米命。を輔佐の臣として。内外のことをまつりごち詔し
てまつりたまひ。皇御孫尊守衛の爲に降りたまふ。天磐座離
天八重棚雲を押分。稜威道別として。久士布流岳に天降
まして。笠狭之御碕に大宮造りましけり。此時天押日命
の言建したまひける歌あり。是ぞ国の忠の本教なり。其
御歌をつぎに出す。

海(ウミ)行者(ユカバ)。水附屍(ミツクカバネ)。山行者(ヤマユカバ)。草蒸屍(クサムスカバネ)。大君能(オホキミノ)。表爾(ヘニ)古曽(コソ)死目(シナメ)。
返(カヘリ)見者(ミハ)世斯(セジ)。閑長(ノド)爾(ニ)者(ハ)死志(シナジ)。

とうらいまへる八句の歌なり。海中ゆかば水付尸(カバネ)。山中ゆかばくさむす尸(カバネ)とはじめに對句をなし。身を捨てゝも忠を尽さんといふ赤心(マコヽロ)をあらはし。大君の上にこそ死なめ。我身の上の事にて死なじ我みをかへり見はせじ。安閑として死はせじと結句に述べし。誠忠を言外に含せのへるいともめでたき金詠なり。故吾国の公民は誰もこれ此本教をとうろとして。芸君(アラヒトガミ)主なるをや神習

べし。此章瓊々杵尊の天降ましゝ。いまだ御幼稚におはしま

しけるゆゑ真床覆衾につゝみまゐらせとあることにて志るべし。兒屋命

太玉命おほくし御殿にましまして。御前のことどもとりまかなひ祭政とも（政の訓は祭事といふ説あれども）

まあづかり。寄童輔佐のおほ臣にてありけり。押日命久米命（まつりごとは奉仕事なるべし）

ま。伴緒の八十伴緒を帥て朝廷守護の大将軍にてありしなり。

茅二神代面足惶根の真理。王家の大道明瞭にあらはる。

君臣の別こゝにいたり正しくなりけり。上巻に説る三項徳も

皇國のをしへにて。支那の如くことごとく言挙せざれど。天地の真理

神あらぬわけにありし置せる事の所なり。其まちはふ神のみも
ちかひなり。生出る人類これ精神にされえぬものなし。されどそれの
其学得たる知識を研ぎ。修理固成なして職業を務むるはこれ
人の営に要すとなれるが、それ其身にかかはる我為となれるといふ
は一と人と他とあり。人といふ吾をまちれど他と一となりて皆
きものなり。国の本教も後世人智を以てはかり測究する事なあらず
元の真理をた古より神の伝へ置せるみをしのみなり。いま究める西洋の究理説は
太古より神の伝置ませる真理にして。いま西洋よりいひ来る究理
相合たるこの頃まで。東方の地に住める理にかなへる船路を以てまさに西に伝へさる
説と合ることをなし。船路ひらけて東西の遠海なるみなも往復する
いたすより一番法あり。欧土旧洋の学者也勤の実徴に依りてなりぬるの如く
なりこの國五大洲中経営の中にして中に亜細亜は大陸にして中に

ことなる。亦為すなる進雄大神さして置せる神語あり。まこと
伊勢國五十鈴宮の大御神に奏祝詞に。青海原者棹柁
不干舟艫能至留極大海原舟満都々氣在云云
遠國者八十綱打掛引寄事能如皇大御神能
依奉波。云云といふことなあり。海外より事物賚らるること
をよせ置せる語なり。此古言に着眼して國産をひらき異
邦の財寶をも引寄。国富民壯豊饒なる大御世と敏く強
く成べきなり。訓解天津日高日子番能邇々藝命。邇々

藝ハ瓊和のこゝろ。葦原中国ハ亜細亜洲中なるべし。水穂国
大日本かぎり他ことく見てもよかるべし。衾ハ平田翁の言るるし臥裳を
いふべし。餘ハ解を略す。

於是天津日高日子番能邇邇藝命。於笠沙御前
之時。麗美少女之遇。問汝者誰女。則答白之。大山津見
神之女。名木花之佐久夜毘賣也。白給矣。中畧。故乞遣
其父大山祇神之時。大歡而副其姉石長比賣而。令持
百取机代之物而奉出矣。故爾其姉因甚凶醜見畏

而返送給而。唯留其弟木花之咲夜比賣而。一宿爲婚焉。是後木花咲夜毘賣命參出而白之。吾妊身今臨産之時。是天神之御子私不可産奉白給矣。皇御孫命詔曰。咲夜毘賣一宿哉妊有其非我子必國神之子也歟詔則。吾妊之子若國神之子在則。産不幸若天神之御子坐則幸焉誓而。作無戸八尋殿而入坐其殿内而。以土塗塞而方産時而。於其無戸室著火而産也。故其火盛燒時。所生子之名。火須勢理命。次火炎衰而所生子之名

火遠理命。亦御名天津日高日子穗々出見命。故木花咲夜毘賣奉恨初夫神疑給而。不與共言之則。皇御孫命憂之歌曰。意佐都藻波邊留波寄杼毋莫寢床毋阿多波怒加毋用濱都千鳥用焉歌矣。

天孫降臨ましくて。山神大山祇神の女をまづ娶給ふ。天つ神と共ら御面向まつる神議ぬべし。此時山物悉く御女子副て立奉りり。山岳ゟ生る草木金石はさゝられりありと有ものミ此。天皇の始めのよ成て國用をなし。その御恩頼

の簑笠をかぶり。隷人民も業を営めり。御女かくりを立奉られ
しま。瓊々杵命咲夜比賣のうるはしきをよみし給ひ。石長
比賣の醜きを如何にしましぞ。可惜ことなれ。此命を留めまつらず
御親神の言壽まゐらせられたる如く。石長比賣の御名のごとく。
御いのち不老不死にましますべかりしを。木花の麗美なるに
みそらの移りしより。天皇の御命短くありけるぞ。世の人これをも
まぬかれず。齢みじかくなりにけり。こは天皇より紀ごとをきこしめしけむ。人
民もこれ其餘りを給はりしなりけり。御紀一書曰。天孫報曰我知

本是吾兒但一夜而有身慮有疑者欲使衆人皆知是吾兒并亦天神能令一夜有娠亦欲明汝有靈異之威子等復有超倫之氣故有前日之嘲辭也とあり。天神の御子の驗をと

誇威をあらはし

世の人に見せまさんとてなりけることなり。さて又御母命の無戸室に入て誓ひて火中に産ませるは。日大御神の御孫命にて。火國より降臨まして貴種の御子にませば。かならず火の爲に災害あるまじきことわりなりとて。ここにかく誓ひてその威徳をあらはしまつるなるべし。手弱女にてかく操を立のふ

も。直日神よ。伊豆能賣神のといふ道理よくかなひぬ。誰も
かくこそ否あるべけれ。此神ハいまに猶伊勢國朝間山。また
富士山に浅間社と齋祀。木花佐久夜比賣神社とまをし奉。

一爾火須勢理命者。爲海佐智毘古而取鰭廣物鰭狹
物給。火遠理命爲山幸彦而取麤物毛柔物給矣。於
是火須勢理命。謂其弟曰吾試與汝易幸欲用云矣。
火遠理命許諾而。各相易而火須勢理命持弟之幸弓
幸矢入山而覓獸終不見獸之乾迹。火遠理命持兄之

幸鈎出海而釣魚都不得一魚。亦其釣鈎失海而
無由覓矣。故俱空手而歸坐矣。於是火須勢理命悔
而返弟命之弓箭而。乞己之釣鈎而山幸亦已幸々
海幸亦己幸々今各返曰幸之時。火遠理命詔曰。汝
之鈎者魚鈎而不得一魚而遂失海也詔之雖然其兄
強乞徵矣。故其弟別作新鈎而雖償不肯受而猶責
其故鈎。中暑於是其弟命往坐海邊而佪徊愁吟之時。
中暑甫鹽椎神。吾爲汝命作善議言而。即造間無

勝間之小船而奉載其船而教曰。我押流此船則。差
暫可往將有味御路。乃乘其船而往則如魚鱗在所
造宮。其綿津見神宮也。中略爾豐玉毘賣命思奇而
出見乃見感而爲目合還入而。於其父白之。爾海神自
出見而此人者天津日高之御子虛空津日高也云而。即
奉率入內而崇敬拜奉慰而。具百取机代物而爲御
饗即令婚其女豐玉毘賣命而。天神之御子到坐此
間由者何問奉給矣。中略於是火遠理命娶豐玉比賣

命坐而。留住其國纒綿篤愛而已經三年矣。然彼處

雖安樂處仍有憶鄕之情爲大一歎矣。故豊玉毘賣

命聞其御歎而白其父言。三年雖住給恒無歎

事而今夜悽然爲大歎一聲者若有何由歟白給則其

父大神。中略於是大綿津見神復白之。天神御子之臨

吾處之欲何日忘之皇御孫命雖隔八重之限路時

相憶而勿棄置也白而。乃奉戴鰐之頸而送出奉矣。其

鰐將返之時解御佩之紐小刀而著其頸而返給矣。

故於先火遠理命自海宮將還坐之時。豐玉毘賣命從
容語曰。吾已妊有天神之胤。非可產奉海中。故當產之
時將就君之御處。風濤急峻之日於海濱造產屋而
相待也白給矣。故火遠理命還坐而全以鵜羽爲葺
草作產而待之。爾其產屋甍未葺合而豐玉毘賣
命馭大龜而先海原冒風波如先期參來焉。時孕月
已滿之故不待葺合而入坐產殿而產坐矣。中略火遠理
命就坐而問御子名者何稱者當可則答白之。宣號

日子波限建鵜草葺不合命言訖而即塞海坂徑
還入海郷坐矣。中略然後者豊玉毘賣命雖恨伺
情事不得忍戀心而因治養其御子之縁而附其
弟玉依毘賣命獻歌之其歌云。赤玉波緒佐閇光禮
杼白玉能君河儀斯貴久阿理祁理。故其日子遅答
給之御歌云。奥都鳥鴨著嶋爾吾賀率寝斯妹波
忘禮士世能盡爾。號此二首曰擧歌故日子穗々出
見命者。於高千穗宮五百八十歳坐而崩坐矣。天津

日高日子波限建鵜草葺不合命。御合其御姨玉依毘賣命坐而生坐御子之名者。五瀬命。次稲氷命。次御毛沼命。次若御毛沼命。亦御名神倭伊波禮毘古命。

此章ハ火須勢理命と火遠理命と。海漁山獵の幸換こと起。火遠理命海宮ニ入ましゝ。綿津見神女豊玉毘賣命を皇妃とし給ひ。歸來ませる時に。海神の御ちからをえ助け給ひしき。つひに御即位ありしも。此命天賦の御信徳

きこはれど。天つ神のみおやもおはす神なるぞと伺ひまつら
ぬ事なり。さて瓊々杵命木花咲夜毘賣命を娶て
山神と縁をむすびたまひ。さて又火遠理命。海神
の御女を妃としたまひ海産これ天皇のおほみ属となり
またこの時運ながらに古語に所謂。六海三山一率地普く
所知看ことゝなりたまへり。師説ニ云。火照命火遠理命
兄弟の如くなりしも
實は御兄弟にてハあらせられし事なれども。兄の家弟は家
となりて。数代歴ての後にても。先祖の業を受継て。兄の

兄ハ海漁をしたまひ。弟ハ兄ハ山獵をしたまひしとき

かくてんきうあかうん

こゝやあなん。かくふきん神武天皇の御諱なり。彦火々

歴代の　まで

出見命と稱まつし日本紀にみえたれども。天皇の大御諱

商　ましんあ

を火々出見尊と稱し。數代歴かいるあまんと相かい奉

神武綏靖天皇中興の名人のよう

出れり。御歴代のこゝろちを語るべき事のある御世のことも。

傳ありしときなれども事ふれ御世のことハつたへあるなれど代

立かいしことなし是。されば當時までも片田舎までハ。天子の御事

をと只禁裏樣とばかりまでて。ちつ御即位ありしとき。御讓位

ありしとも志らざるが如し。また神武天皇の次。綏靖天皇より
安寧懿德孝昭孝安孝靈孝元開化天皇まで。年数
あまた歴ぬれども語傳ふべきこともなき御なれば。紀記とも
また志るしたることもいとすくなければまして其わかいへるまじべし。されば彦火
火出見尊と稱し御一名なし。其間凡百代あまり二歴のむかしことに
見る所なり。師あかくいふなり。また近頃吉良義風といふ
人。上記といふ書をあらはし。貞應二癸未年紀元千八百八十
三年の時。従四位侍従大友左近将監藤原能直といふ人。

編輯せる古書を飜譯せるものあり。此明治十八年を距
こと。六百六十三年まへの書籍なり。秘して人の知ざる其譯
書をとらんとすることあり。葺不合尊より神武天皇にいたるまで。その
間七十三代高千穗宮にましまする御歴世の大御諱をしるし。
又此府古六所に御陵の在所を詳にのせありといへり。註解
又漢儒子あふへる狹見説なく信ぜざれども。大友能直の
原書は校ましまさるのあれん。解海神。鹽椎翁ハ。御禊
段に成る住吉社三はしらの神の奇魂なるべし。[illegible]筒ち之路(ツチ)を

用言なり。津見ハ躰言なり。筒を推て通ずる鹽椎ハ潮之路なる。
筒男命ならべし。傳ニ天津日高ハ。天子。空津日高ハ。皇太子なるを
といへるなるべし。皇御孫ハ尊高千穂宮ニ鎮坐しより。萬
機の務を御親ら攝せられし。幽顯混淆の時より。雜居の神人
土地を主領し長となりて居たるを。國造縣主郡司村主
等と稱をなせり。其地をあづかる長たれバ撫育せしめれバ。御
威德國に溢れ。衆庶御恩頼を仰き王命を恐こ。敦厚
純固恬憺なりしかバ。古語にいふ敷島の日本國ハ。隨神言

華せぬ國なりき。數千歳靜謐なるありしなり。さて又暦立
なくては公ごとくし条約期限さだめがたく。思兼神大年神
二柱の神の奇いまして暦算いできしかども。太古はいとおぼろげ
て衛星月球の盈虧。日球の光映大宮にさし移る。影のめぐり
本に復するを見て一年の初と定め。地球の運旋まわりて日光
北と南に轉じ。寒暑に氣候の變ることをさとり。耕田の職業
を公私とも世務の第一として強ることなりしが。此稲田を守ます
神を大年御祖神とまをし奉る。此御名により歳年の文字

をとしといふこと葉にあて。偖又四時の春夏秋冬といふ名もこ
な稲と田とによりて出きたるなるべし。古言に
稲をとしといへることハ祝詞に奥津御年能云云といひ。後世までも
拾遺集にとしもよし蠶美良に得たれどあるべきことし。まことに稲といふ
はいのちの根といふことなるべし。師説の四季十二月名義考に。春ハ
田を墾(ハル)ころ夏ハ苗を植るより莠(ハグサ)を取まで馴著居(ナレツキヰル)ころ
なれバいふ秋ハ飽足(アキタル)ころにいへバなるか。まこと穂のあからふをもて
明(アキ)といふ。冬ハ息頼のなゆなるべし。神嘗祭(カムニヘマツリ)のころなれバいふ

まや。正月は蒸つき陽の氣地中より蒸して發生せんとする。田地陽の氣を底に含むる時なれバふれるべし。二月は城吏置のころ畦を作りてふろにかまへり。苗代のしろ此城なり一播にかまへて囲むものなり。三月は漸く成長してなよろのやく生立なり。四月はうゑ月植初る月なれバいふ。五月もさこと苗の生立ころなれバ此名あるか。五月の雨をさみだれといふ。蝿をさばへといふ。六月は後見看病などの事多く。祝あふみに取るをいふ。香懷月なるべしといふもあれども。是は水馴

月といへるなるべし七月(フミツキ)ハ穂見月を合語の一格に音を轉し
ふみなり八月(ハツキ)ハ葉し北はくと落まく苗のとあらはれ出るを
ほむること要なり稲實北端にあらはれ出て香をはなつ潤し
き時なれバいふなるへん九月(ナガツキ)の長ハ長秋長五百秋なといへるころ
北長なく稲のとし毎に生繁年毎に實ぬるをいふなるへく刈をさ
むる時なれバ祝のいふ名なるへん十月(カミナツキ)ハ醸成月にて酒に
かもしく新(ニヘ)開するにつきいふ神嘗祭(カムニヘマツリ)大内にてハ十月行え
其もどろ民間にてハ八月九月なりけり十月五〆へ志るなり

けむ万葉集ニかほしかるせを不信すといへどもまだあらハ
秋なりなむ十月ハ田のくさきいなくきす霜ぐる月なるを云ふ
なりん十二月ハしはすといひあきそのヒア納まれるゆへしはす究声の助
言干浅なるべし今世にも田の水なれば干浅るを云ふ
名なりんといへるなるか如し
との解吉史傳まうん田寄の義なりといへりとし毎に生きてとふ
トハ時所なるのトなく續きやうらこれ種々との實
實となり万千秋の寿五万秋千せぬべしハ為なくせとせ
所くしまく八卷のまるトハ天然の音なく云自然ふ真理り
出ろるなりん



人爲 天然合語とありていへるハ天地自然の眞理よりいでたる名義ならんか




H+K 2
GretagMacbeth™ ColorChecker Color Rendition Chart
15.01.2002